



空き家管理についてのお知らせ

▶申し込み・問い合わせ 建築住宅課 ☎73-3044

空き家の適正管理をお願いします

全国で空き家の増加による住環境の問題が増えています。空き家は個人の財産であり、その管理は空き家の所有者（相続人を含む）や管理者占有者が行わなければなりません。台風や豪雨などの際に瓦や外壁の落下や飛散など周辺への危害が懸念されています。また、空き家を放置していると木や草が繁茂したり、不法侵入、火災の発生など防災・防犯上の問題にもつながり、近隣の人に迷惑をかけることとなります。

空き家の管理は所有者などの責任です

空き家が原因で誰かに被害を与えた場合その所有者などが責任を負うこととなります。定期的に見回り、補修や草刈りなどの適正な管理をすることが必要です。

近所・自治会への連絡が重要です

所有者や管理者は、近隣の人や自治会などに連絡先を伝え、問題が生じたときは、すぐに対処できるようにしておくことが重要です。

空き家の将来を考えましょう

現在、きちんと管理されている空き家も、将来にわたって管理することは困難です。売却や賃貸住宅として貸し出すなど積極的な活用を検討ください。



空家等管理事業者登録制度
空家管理のお手伝いをしてみませんか

空家等管理事業者の募集と紹介

市では、空き家を管理できる市内の登録事業者を所有者へ紹介する制度を実施しています。空き家の管理にお悩みの方は、ぜひご利用ください。また、空き家の管理に必要な業務をしている事業者は、ぜひ登録してください。

登録事業者への依頼方法

登録事業者の名称や所在地、連絡先、業務区域、管理事業の内容などの一覧をホームページや建築住宅課窓口で公表しています。空き家の所有者や管理者から直接事業者と連絡し、依頼してください。

※料金や管理内容などの契約に関し、市は一切関与しません。契約の際は、複数の事業者に管理内容や料金について確認することをお勧めします。

事業者登録について

登録事業者は随時募集しています。空き家の管理に必要な業務をしている人で要件を満たす人は、建築住宅課の窓口で登録を申し出てください。

【空き家の管理とは】

外観調査、庭などの除草、樹木の伐採、室内清掃、室内通風・通水、家屋修繕・解体、その他空家などを適正に管理するために必要な業務または活動

【登録できる事業者の要件】

次の要件を全て満たす事業者

- ①市内に本店、支店などの事業所をおいている法人、団体または個人
- ②右記空き家の管理のいずれかを行うことができること
- ③市税を滞納していないこと
- ④構成員に暴力団員がいないこと

老朽化した危険空き家の除却に補助金を交付します

空き家の除却に対して、費用の一部を補助します。

対象となる住宅

老朽化し、そのまま放置すれば倒壊などにより周辺の住環境に影響を及ぼす恐れのある空き家

対象となる人

補助対象住宅の所有者、またはその相続人など

対象となる工事

- ・市内業者が解体する工事
- ・令和3年1月末までに事業が完了する工事

※他にも要件がありますので、事前に建築住宅課までお問い合わせください。

補助金額

補助対象事業費または国の定める額のいずれか少ない方の金額の80%（千円未満切り捨て、上限160万円）

事前申込受付期間

5月1日（金）～6月1日（月）

※土日、祝日は除きます

申込受付場所 建築住宅課（郵送可）

注意事項

- ・申請時にすでに開始（契約）している工事は対象になりません。
- ・本補助金は、事前申し込みにより市職員が現地調査を行います。調査の結果補助対象とならない場合がありますのでご了承ください。
- ・老朽危険度の高いものから優先して補助予定者とします。



児童扶養手当制度のお知らせ

▶申し込み・問い合わせ 子育て支援課 ☎73-3016

児童扶養手当は、ひとり親家庭などの生活の安定と自立を促進し、児童の健全な成長を願って支給される手当です。

次のいずれかに当てはまる児童を監護している父もしくは母または養育者に対して、その児童が18歳になった後最初の3月31日（ただし一定以上の障がいがある場合は20歳未満）まで支給されます。

支給対象

- ・父母が離婚した後、どちらか一方のみ生計を同じくしている児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が重度の障がいの状態にある児童
- ・父または母の生死が明らかでない児童
- ・父または母に1年以上遺棄されている児童
- ・父または母の申し立てにより保護命令を受けた児童
- ・父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ・児童が里親に委託されたり、児童福祉施設などに入所しているとき
- ・児童や手当を受けようとする父もしくは母または養育者が日本国内に住んでいないとき

手当が支給されない場合

- ・児童が里親に委託されたり、児童福祉施設などに入所しているとき
- ・児童や手当を受けようとする父もしくは母または養育者が日本国内に住んでいないとき



詳しくは、子育て支援課までお問い合わせください。

児童扶養手当額（月額）

	1人目	2人目加算	3人目以降加算
全部支給	43,160円	10,190円	6,110円
一部支給	43,150円～10,180円	10,180円～5,100円	6,100円～3,060円

※一部支給額は、所得により10円単位で減額されます。
※所得により手当の全部が支給停止される場合があります。

父または母が婚姻しているとき（事実婚を含む）

- ・平成15年4月1日以前に支給要件に該当してから5年を経過しているとき（母子家庭の場合のみ該当）

手当額（月額）

4月分から児童扶養手当額が変更になりました。

お知らせ **戦没者のご遺族へ**
▶問い合わせ 福祉課 ☎73-3015

戦没者などの死亡当時のご遺族で、公務扶助料などの年金給付（恩給など）を受ける人がいない場合、特別弔慰金が支給されます。

請求の手続きは、請求者の住所がある市町村の特別弔慰金交付申請窓口で行ってください。

支給内容

特別弔慰金
（額面25万円、5年償還の記名国債）

請求期限 令和5年3月31日まで

※前回に引き続き受給する人も、改めて請求手続きが必要です。

お知らせ **聴覚に障がいがある人に災害用バンダナを配布します**
▶問い合わせ 福祉課 ☎73-3015
FAX73-3023
メール：fukushi@city.mitoyo.lg.jp

災害時などに聴覚に障がいがあることや手話ができる健聴者であることがひと目でわかる「災害用バンダナ」を希望者に配布します。災害時などに身につけることで、手話・筆談のコミュニケーションが必要であることを知らせたり、支援を必要とする人に手話ができることを知らせることができ

配布開始日 5月1日（金）

配布場所 福祉課

対象

- ・聴覚に障がいのある人など、手話や筆談によるコミュニケーションが必須な市内在住者
- ・手話が使えない市内在住者

※代理受取も可能です。

